



2023年11月9日

各 位

会 社 名 大 成 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 相 川 善 郎
コ ー ド 番 号 1 8 0 1
上 場 取 引 所 東 証 プ ラ イ ム ・ 名 証 プ レ ミ ア
問 合 せ 先 経 理 部 長 中 野 雄 一
電 話 番 号 0 3 - 3 3 4 8 - 1 1 1 1 (大 代 表)

株式会社ピーエス三菱（証券コード：1871）に対する公開買付けの開始及び 同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

大成建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社ピーエス三菱（証券コード：1871、以下「対象者」といいます。）を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議するとともに、対象者との間で、本日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

このたび、公開買付者は、本日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を本公開買付けにより取得することを決議するとともに、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

また、本資本業務提携契約の詳細については下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、対象者の筆頭株主（2023年9月30日時点）であるUBE三菱セメント株式会社（所有株式数：15,860,354株、所有割合（注）：33.46%。以下「UBE三菱セメント」といいます。）との間で、本日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約（UBE三菱セメント）」といいます。）を締結し、UBE三菱セメントは、その所有する対象者株式の全て（15,860,354株、所有割合：33.46%）を本公開買付けに応募することを合意しております。

(注)「所有割合」とは、対象者が本日付で公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（47,486,029株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（90,541株。なお、当該自己株式数には、対象者の役員報酬BIP信託制度により、対象者から委託を受けた日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する753,071株を含めておりません。）を除いた株式数（47,395,488株）に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有

割合の記載において同じとします。

加えて、公開買付者は、対象者の第2位株主（2023年9月30日時点）である太平洋セメント株式会社（所有株式数：4,491,300株、所有割合：9.48%。以下「太平洋セメント」といいます。）との間で、本日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約（太平洋セメント）」といいます。）を締結し、太平洋セメントは、退職給付信託の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している対象者株式の全て（合計4,491,300株、所有割合：9.48%）を本公開買付けに応募することに合意しております。

以上より、公開買付者は、本公開買付けに関して、UBE三菱セメント及び太平洋セメント（総称して、以下「本応募予定株主」といいます。）から合計20,351,654株（所有割合：42.94%）（以下「本応募予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募することに合意を得ていることとなります。本応募契約（UBE三菱セメント）及び本応募契約（太平洋セメント）の詳細については下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本応募契約（UBE三菱セメント）」及び「③本応募契約（太平洋セメント）」をご参照ください。

なお、本公開買付けは、対象者を連結子会社とすることを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、公開買付者が対象者を連結子会社とするため一般的に必要とされる最低限の水準として、本公開買付け成立後の公開買付者の所有割合が過半数となるよう、買付予定数の上限を23,790,501株（所有割合：50.20%）としております。他方、公開買付者は、本公開買付けは対象者を連結子会社とすることを目的とするものであるものの、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合でも、本公開買付けにより本応募予定株式を取得することができれば、本資本業務提携契約において、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合には、公開買付者が対象者に対して議決権の過半数の取得のために第三者割当増資の実施その他の合理的に必要な対応を求めた場合には、対象者はこれに最大限協力するものとされていることを踏まえると、本公開買付け後に、(i)本公開買付けの結果及び対象者株式の取引高等を踏まえて対象者株式の市場内での取得により議決権の過半数の取得が可能であると考えられる場合には市場内での取得により、また、(ii)本公開買付けの結果及び対象者株式の取引高等を踏まえて(i)の方法のみにより議決権の過半数の取得が困難であると考えられる場合には、(i)の方法に加えて対象者による公開買付者を割当先とする第三者割当増資の方法により、公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得することで対象者を連結子会社とすることが可能であると判断し、本公開買付けが不成立となることを避けるために本公開買付けに応募された株式（以下「応募株式」といいます。）の総数が買付予定数の下限以上となることを容易とすることを目的として、本応募予定株式と同数の20,351,654株（所有割合：42.94%）を買付予定数の下限としております。応募株式の総数が買付予定数の下限（20,351,654株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。また、応募株式の総数が買付予定数の上限（23,790,501株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合、公開買付者は、本公開買付け終了後3ヶ月を目途に、市場内取得・第三者割当増資の方法により、対象者株式に係る議決権の総数に対する公開買付者の保有する対象者株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.1%に至るよう対象者株式を追加的に取得することを予定しています。その具体的な方法については、対象者との間で協議することを予定しておりますが、本日現在において、その協議の時期及び具体的な方法のいずれについても未定となっております。

なお、対象者が本日公表した「大成建設株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明並びに同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリ

リース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1873年10月に大倉喜八郎氏が大倉組商會を創立し、諸建造物の造営等に当たったのが起源であり、1887年3月には、渋沢栄一氏、藤田伝三郎氏と相談し、公開買付者の前身となる有限責任日本土木会社が設立されました。1892年11月に有限責任日本土木会社は解散し、その事業は、大倉喜八郎氏単独経営の大倉土木組に継承され、1911年11月、大倉土木組は、株式会社大倉組に合併され株式会社大倉組土木部となりました。その後、1917年12月に株式会社大倉組より分離して株式会社大倉土木組となり、1946年1月に現在の商号である大成建設株式会社に改称いたしました。公開買付者は、その株式を1956年9月に東京店頭市場に公開し、1957年9月に東京証券取引所に上場し、1959年10月には名古屋証券取引所及び大阪証券取引所(現・東京証券取引所)に上場いたしました。その後、公開買付者は、2013年7月に旧大阪証券取引所における現物市場が東京証券取引所に統合されたことにより、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場することとなりました。また、2022年4月の東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場へ移行しております。

公開買付者は、本日現在、公開買付者、子会社63社及び関連会社47社からなる企業グループ(以下「公開買付者グループ」といいます。)を構成しており、「人がいきいきとする環境を創造する」をグループ理念として、土木事業、建築事業、開発事業及びエンジニアリング事業等を展開しております。

公開買付者グループは、2021年5月14日付で公表した「TAISEI VISION 2030」において、中長期的な外部環境や構造変化を「IX・SX・DX(注1)」の3つのXとして特定し、グループ理念とグループ理念を追求するための考え方である「大成スピリット 自由闊達・価値創造・伝統進化」に基づいて、公開買付者グループが2030年に目指す姿として、「進化し続ける The CDE³(キューブ)(注2)カンパニー ~人々が豊かで文化的に暮らせるレジリエントな社会づくりに貢献する先駆的な企業グループ~」を掲げました。この実現に向けて、建設・開発・エンジニアリング・エネルギー・環境の5つの分野に特に力を入れるとともに、本業である建設事業で確実に利益を上げ、財務基盤及び資本効率のさらなる向上により持続可能な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指し、役職員一丸となって取り組んでおります。

(注1) 「IX」とは、インダストリー・トランスフォーメーション(Industry Transformation)の略称であり、公開買付者グループが属する業界の再編圧力の高まりを示しています。「SX」とは、サステナビリティ・トランスフォーメーション(Sustainability Transformation)の略称であり、公開買付者グループの事業を通じて、環境・社会課題を解決する方向へ向かうことを示しています。「DX」とは、デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略称であり、デジタル技術やデータの活用により飛躍的な生産性向上や意思決定のスピードアップや新たなサービスの創出が可能になることを示しております。

(注2) 「CDE³(キューブ)」とは、建設事業(Construction)、開発事業(Development)、エンジニアリング事業(Engineering)、エネルギー(Energy)、環境(Environment)の頭文字を

取ったものです。

公開買付者グループは、「TAISEI VISION 2030」の実現に向けた第一段階として、中期経営計画（2021-2023）（以下「本中期経営計画」といいます。）を位置づけ、重点課題を特定し、本中期経営計画期間で集中的に取り組んでおります。

具体的には、グループ国内土木事業では強固な事業基盤確立のための体制整備等に、グループ国内建築事業では厳しい競争環境下における優位性の確立等に、グループ海外建設事業では安定的な事業基盤の確立と確実に利益を上げる体制の構築等に、グループ開発事業では不動産ポートフォリオの最適化と投資効率の追求による安定的な収益基盤の構築等に、グループエンジニアリング事業では強みを生かした事業領域の拡大に、エネルギー・環境分野では環境分野のフロントランナーを目指して、事業活動におけるカーボンニュートラル化やZEB（注3）性能の向上とグリーン調達の拡大に、それぞれ取り組んでおります。

（注3） 「ZEB」とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減する建築物を指します。

こうした取り組みにより、公開買付者グループは、本中期経営計画期間の最終年度である2024年3月期の目標として、グループ売上高2兆円、グループ営業利益1,400億円、グループ純利益1,000億円を、また、財務KPI（注4）として、自己資本当期純利益率（ROE）：10%程度、配当性向：25%程度、純有利子負債：実質無借金の維持を掲げておりましたが、事業量拡大に向けた生産体制整備の遅れや、高騰した建設資材価格の価格転嫁が進まなかったこと、厳しい競争の中で複数の大型工事を低い利益率で受注したこと等の影響を受け、2024年3月期は、グループ売上高・グループ営業利益・グループ純利益・ROEについて、目標を下回る見通しです。なお、直近事業年度である2023年3月期の実績は、グループ売上高：1兆6,427億円、同営業利益：547億円、同純利益：471億円、ROE：5.6%、配当性向：53.9%であり、純有利子負債については実質無借金を維持しております。

（注4） 「KPI」とは、キー・パフォーマンス・インジケータ（Key Performance Indicator）の略称であり、企業業績を評価するための指標を指します。「財務KPI」とは、財務会計データを参照したKPIを指します。

一方、対象者は、1952年3月に、東日本重工業株式会社（現三菱重工業株式会社）が数年に亘り試作、研究を行ってきたプレストレストコンクリート（注5）（以下「PC」といいます。）製品の製造を本格的に企業化することを目的に、ピー・エス・コンクリート株式会社として設立され、1962年6月に東京証券取引所市場第二部に上場し、1991年10月に株式会社ピー・エスに社名を変更の上、1996年9月に東京証券取引所市場第一部に指定替えしたとのことです。その後、2002年10月に三菱建設株式会社と合併し、株式会社ピーエス三菱に社名を変更し、2022年4月に市場区分の見直しにより東京証券取引所プライム市場に移行したとのことです。

（注5） 「プレストレストコンクリート」とは、あらかじめ応力を与えることで、一般的にコンクリートの最大の弱点とされる引張力に対する耐性を強化したコンクリートを指します。

対象者は、本日現在、対象者、子会社7社、関連会社2社及びその他の関係会社1社からなる企業グループ（以下「対象者グループ」といいます。）で構成しており、土木事業、建築事業、製造事業、その他兼業事業を主に展開しているとのことです。

対象者グループは、「人と自然が調和する豊かな環境づくりに貢献する」ことを基本理念に掲げ、

社会基盤、産業基盤等の社会資本の形成に貢献しているとのことです。また、地球環境保全のため自然資本保護を重視した事業活動に積極的に取り組むとともに、常に新しい技術開発にチャレンジし、建設事業を通じて安全で高品質な建設生産物を供給することにより持続可能な社会を実現し、ステークホルダーの信頼と期待に応えていくことを経営の基本方針としているとのことです。

対象者グループでは、2030年をゴールとした長期経営ビジョン「プレストレストコンクリート技術の先駆者としてさらなる深化と新技術への飽くなきチャレンジで、地球にやさしく、安全で快適な社会の実現に貢献する」の実現に向けて、2022年5月に策定した、「中期経営計画 2022（2022年度～2024年度）」の基本方針に基づき、建設DXの推進と多様な人財育成により生産性の向上に努めているとのことです。土木事業では、成長分野に掲げている高速道路の大規模更新・修繕工事への対応を強化し、土木事業の柱へ成長させつつあるとのことです。現在も引き続き、協力会社を含めた工事経験者を増員し、技術提案力の向上や施工技術の改善を図っているとのことです。さらにはPSMAX（注6）の推進による業務効率の向上に努め、技術的優位性を維持していると考えているとのことです。建築事業においては、対象者が得意とする工場製品も含めたPC技術のさらなる受注差別化や新規顧客の開拓、あるいは効率的なエリア展開を進めることで、受注競争力の強化や収益力の向上に取り組んでいるとのことです。その結果、中期経営計画初年度となる2022年度の受注高は1,506億円となり、中期経営計画の目標数値である1,130億円を上回る結果となったとのことです。売上高については、期初より繰越工事が少ない建築部門において、当期内で売上計上が可能な案件が順調に受注できなかったことから、1,093億円と中期経営計画の目標数値である1,110億円を下回る結果となったとのことです。売上総利益については、土木の大型工事の設計変更等の獲得や建築工事も含めた個別工事の原価見直し等による利益好転もあり、155億円と中期経営計画の目標数値である147億円を上回る結果となったとのことです。

（注6） 「PSMAX」とは、ICT・AIを活用して情報化と機械化を融合・進化させ、対象者グループ独自の建設システムを構築する取り組みを指します。

対象者グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症による影響がより限定的になる一方で、ウクライナ情勢に起因する燃料費や資材価格の高騰は今後も暫く続く想定され、収益確保におけるリスクが懸念されているとのことです。また、対象者は、土木部門を中心として順調に受注数値を伸ばし、豊富な手持工事を確保する一方で、建設産業の就労人口の減少を受け、協力会社を含めた慢性的な人手不足や残業時間の上限規制といった課題への対応が急務であると認識しているとのことです。さらに、世界規模の課題としては、温暖化による気候変動が地球環境に深刻な影響を与えており、環境保全に関する企業の可及的速やかな取り組みの強化が求められているとのことです。

このような背景の中、公開買付者は、上記のとおり「TAISEI VISION 2030」の実現に向け、「TAISEI VISION 2030」を公表した2021年5月中旬から2022年6月下旬にかけて、公開買付者グループの企業価値を向上させるための施策について、あらゆる可能性を踏まえて検討を行ってまいりました。かかる検討の結果、2022年7月初旬、本中期経営計画のグループ国内土木事業における重要施策の1つである「成長が見込まれる分野に対する応札組織等の拡充」に関し、高速道路リニューアル分野やPC・プレキャストコンクリート（注7）（以下「PCa」といいます。）分野において、高い技術力を有していると公開買付者が考える対象者との資本関係を構築し提携することにより、新たな取り組みを実践することで、公開買付者グループの重点課題である、国内土木事業における強固な事業基盤確立のための体制整備や国内建築事業における競争優位性の確立等への対応が可能となるとともに両社の企業価値向上にも資すると思われました。

（注7） 「プレキャストコンクリート」とは、あらかじめ工場で作成したコンクリート部材を指し、現場で型枠を組み施工するよりも、短工期・高品質・高耐久という特徴を有しています。

具体的には、PC橋梁上部工新設工事（注8）や高速道路の大規模更新・修繕工事を中心とする土木事業において、両社での人財交流、相互の顧客情報・技術情報等の共有、専門工事業者ネットワークの活用、スケールメリットのある資材等の共同調達により、両社の受注効率向上・施工体制拡充・収益性向上が図れると考えました。また、今後更なる拡大が期待される洋上風力浮体基礎の共同研究開発等を行うことで、両社で新たな市場での事業拡大が図れるとも考えました。

建築事業においても、公開買付者の注力分野であるリニューアルをはじめとした相互の顧客情報・技術情報等の情報共有、設計施工案件におけるPC・PCaの積極採用や同案件でのジョイント・ベンチャー（以下「JV」といいます。）の設立、保有する特許・実施権の相互活用等により、両社の建築事業でのノウハウ蓄積と実績の積み重ね・営業情報量の増加・収益性向上が図れると考えました。

（注8） 「PC橋梁上部工新設工事」とは、橋の上部分である橋桁・床板等をPCを用いて新たに建設する工事を指します。

また、PC・PCa製造事業においても、製造拠点の相互エリア補完・有効活用・工場稼働率向上により両社の効率的な生産体制の構築・収益性向上が図れると考えました。

さらに、2022年7月上旬、両社での資本関係構築による、下記〔本公開買付け後の協業関係構築を通じた施策及びシナジー〕に記載の施策及びシナジーの実現のためには、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）による顧客情報・技術情報等の情報共有の制限を受けない必要があるため、資本関係については、対象者株式の少なくとも過半数を取得して対象者を公開買付者の連結子会社とすることが必要との認識に至りました。

このような考えの下、公開買付者は、2022年6月24日、対象者の筆頭株主であるUBE三菱セメントへ対象者の紹介を依頼し、UBE三菱セメントからの紹介を受けて、2022年8月10日、対象者に対して、公開買付者が対象者の議決権の少なくとも過半数を所有する資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることについての提案書を提示いたしました。

その後、2022年9月下旬から同年11月上旬にかけて提案書に関する質疑応答を行い、当該質疑応答の中で、対象者から、公開買付者と資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることが対象者の企業価値向上に資する可能性がある一方で、同時に対象者の企業価値を維持・向上させる上での重要な事項、具体的には、対象者の経営上の独立性の維持、国内PC橋梁事業（大規模更新・修繕事業を含みます。以下同じです。）における事業体制、対象者の建築事業の独立性及びシナジーの創出、対象者の従業員の雇用及び処遇の維持・向上、対象者の既存の取引先との協調関係・サプライチェーンの維持・変更についての決定権の保持等（以下「重要事項」といいます。）に対する影響については、より詳細な分析が必要であるとの意思が示されました。

これを受け、公開買付者は、今後の対象者との協議方針に関する助言及び対象者との資本関係構築を目指す上での論点整理を行うために、2023年1月上旬、第三者算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選任いたしました。

その後、対象者より示された重要事項に対する影響について検証するために、2023年1月中旬に公開買付者と対象者の実務者間で具体的な協議を進めることを決定し、2023年2月中旬から同年3月下旬にかけて、対象者との間で、両社の企業価値向上に資する取り組みや、発現が期待できるシナジー等について、公開買付者と対象者における企画・管理部門の部長クラスの役職員を中心とする実務者間での協議（以下「実務者協議」といいます。）を重ねてまいりました。

また、公開買付者は、今後対象者との資本関係構築を目指す上で法的な観点から助言を受ける必要があると判断し、2023年4月中旬にリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任いたしました。なお、TMI総合法律事務所は公開買付者及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに対して重要な利害関係を有していません。また、TMI総合法律事務所に対する報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず時間単位の報酬のみとしております。

複数回にわたる実務者協議の結果、2023年4月下旬、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者が対象者の議決権の過半数を所有する資本関係を構築し、案件単位の連携を超えて経営レベルの協業関係を構築することで、下記[本公開買付け後の協業関係構築を通じた施策及びシナジー]に記載の施策の実行及びシナジーの発現が可能となり、ひいては両社の企業価値の向上につながるの考えに至りました。

また、公開買付者は、資本提携によるシナジー最大化の観点から対象者を完全子会社とすることについても検討を行ったものの、一方で、現在に至るまでの対象者の自主的な経営により、現在の対象者の事業基盤が形成され、現状の堅調な業績がもたらされていることに鑑み、対象者の現在の企業文化や経営の自主性を尊重することが対象者グループの企業価値を向上させるために重要であり、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持することが適切と考えたことから、対象者を完全子会社とせず、連結子会社とすることが望ましいと判断いたしました。

具体的には、対象者の上場維持により、対象者グループの役員・従業員のモチベーションの維持を図り、対象者が上場企業として株主・投資家と直接対話することを通じて、より緊張感を持った経営が期待できること、人財の確保に資する対象者の知名度・信用力を維持し、対象者の事業における顧客基盤と取り組みを継続することが可能と考えました。

公開買付者が対象者を連結子会社化することで、以下のような施策及びシナジーを実現することができると考えておりますが、本公開買付け成立後の両社における具体的な取り組みの詳細につきましては、今後、両社で検討を進めてまいります。なお、公開買付者は、対象者を連結子会社化することではじめて以下の施策及びシナジーが実現できると考えていること、仮に本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合でも、公開買付者は、速やかに（本公開買付けの決済日から3ヶ月を目途）、市場内取得・第三者割当増資の方法により、議決権割合が50.1%に至るよう対象者株式を追加的に取得することを予定していることから、対象者を連結子会社化できなかった場合のシナジー分析は行っておりません。なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合でも、本公開買付けにより本応募予定株式を取得することができれば、本資本業務提携契約において、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合には、公開買付者が対象者に対して議決権の過半数の取得のために第三者割当増資の実施その他の合理的に必要な対応を求めた場合には、対象者はこれに最大限協力するものとされていることを踏まえると、本公開買付け後に、(i)本公開買付けの結果及び対象者株式の取引高等を踏まえて対象者株式の市場内での取得により議決権の過半数の取得が可能であると考えられる場合には市場内での取得により、また、(ii)本公開買付けの結果及び対象者株式の取引高等を踏まえて(i)の方法のみにより議決権の過半数の取得が困難であると考えられる場合には、(i)の方法に加えて対象者による公開買付者を割当先とする第三者割当増資の方法により、公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得することで対象者を連結子会社とすることが可能であると考えております。

[本公開買付け後の協業関係構築を通じた施策及びシナジー]

(i) 国内PC橋梁事業

公開買付者グループにおける国内PC橋梁事業について、対象者を中心とした体制に移行することにより、公開買付者では、より競争力を有する他工種へ経営資源を集中し、受注効率向上・施工体制拡充・収益性向上を図ることができ、対象者では、公開買付者グループの有するT-CIM/Bridge（注9）、Head-barジョイント（注10）等の技術を活用し、施工品質・生産性及び安全性の向上を顧客へ訴求することで、更なる受注拡大に努めることができると考えております。

(注9) 「T-CIM/Bridge」とは、張出し架設工法により施工する橋梁上部工工事において、自動化システムや情報通信技術を活用して施工管理の自動化・省力化を図り、更な

る施工品質、生産性及び安全性の向上を実現するDX技術を指します。

(注10)「Head-bar ジョイント」とは、道路橋の床版取替え工事において、事前に工場製作されたPCa床版を現地で接合する際、接合部の間詰幅を短縮し、間詰作業の施工性を向上させることで工期短縮を実現する接合技術を指します。

(ii) 建築事業

公開買付者は、対象者を公開買付者の連結子会社とすることにより、独占禁止法による顧客情報・技術情報等の情報共有の制限を受けなくなるため、対象者に対し、①公開買付者がこれまで対象者以外に下請発注していたPCaPC（注11）及びPCa鉄筋コンクリート（注12）（以下「PCaRC」といいます。）製造に係る下請発注について、優先的に見積依頼等を行うこと、②公開買付者が施工余力がなくこれまで取り組めなかったPC・PCa案件やリニューアル案件をはじめとした建築元請案件の営業情報を提供すること及び公開買付者がこれまで対象者以外へ参画依頼していたJV組成が可能な案件で優先的に構成会社としての参画を依頼することで、対象者の選択肢を増やし、対象者が優位性や施工体制を勘案して案件を選択し受注が増加するよう支援すること、③最新技術又はノウハウ等の提供、その他必要な協力を行うことにより、対象者の建築元請、部材製造取付に係る受注や対象者の技術力・競争力の向上など、対象者に寄与するシナジーを創出できると考えております。

公開買付者及び対象者は、実務者協議の結果、対象者を公開買付者の連結子会社とすることによるディスシナジーとして、対象者において、公開買付者による対象者株式の取得及び本資本業務提携に関連する、公開買付者以外のゼネコンからの受注及びJV組成等の減少、並びに所属する企業グループからの離脱に関連する受注減少等（以下「受注減少等」といいます。）による売上ディスシナジーが生じ得ると考えるに至りましたが、上記①乃至③の施策を通じて、売上ディスシナジーを上回る売上シナジーを創出できると考えております。

(注11)「PCaPC」とは、あらかじめ工場で作成する際に応力を与えて製作したコンクリート部材を指します。

(注12)「PCa鉄筋コンクリート」とは、あらかじめ工場で作成する際に応力を与えずに製作したコンクリート部材を指します。

(iii) 取引先等

対象者が、公開買付者のネットワーク及びサプライチェーンを活用することにより、専門工事業や資機材調達先の選択肢や既存の調達網との補完関係が充実し、より安価かつ時宜を得た調達が可能となり、対象者に寄与するコストシナジーを創出できると考えております。また、公開買付者及び対象者において、スケールメリットが利く主要部材等を共同で調達することにより、一層のスケールメリットを享受することが可能となり、両社に寄与するコストシナジーを創出できると考えております。

以上の判断を踏まえ、2023年4月27日、公開買付者は改めて対象者に対して、上記の公開買付者が本公開買付けを提案するに至った背景、公開買付者と対象者が資本業務提携を行うことで実現できる施策やシナジー、公開買付者が対象者を連結子会社化した後も対象者の上場は維持するとともに、対象者の経営上の独立性も維持する予定であることを記載した意向表明書を提示したところ、2023年5月12日、対象者より、公開買付者との資本提携を前向きに検討する旨の回答書を受領し、公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者株式の過半数を公開買付けにより取得することで、上記(i)～(iii)の施策及びシナジーの実現が可能となり、対象者が本公開買付けにより上場企業として独立性を維持しながら公開買付者の連結子会社となることが今後の公開買付者グループ及び対象者グループの更なる成長・発展と企業価値向上に資する可能性があるとの認識を共有するに至り、2023年5月中旬、本公開買付けの実施に向けて、公開買付者においては以下に記載のデュー・ディリジェンスの準備を、

対象者においては下記「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の事項を中心とした具体的な検討を開始いたしました。

具体的には、公開買付者は、2023年6月上旬から同年9月中旬にかけて、本公開買付けの実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを実施するとともに、対象者との資本業務提携により実現が期待されるシナジーの内容及び蓋然性に係る分析を重ねてまいりました。公開買付者は、かかる分析の結果、2023年9月下旬、両社の資本関係の構築を契機として上記に掲げた(i)～(iii)のような両社グループのより一層の企業価値向上を図るための施策を講じることでシナジーを実現することが可能となると考え、公開買付者グループ及び対象者グループの企業価値向上も見込めると判断いたしました。

また、公開買付者は、2023年6月6日にUBE三菱セメントに対して、本公開買付けへの応募に係る検討を要請し、応募契約締結に向けた協議を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、2023年10月2日、独立した第三者算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券による対象者株式の価値に関する分析結果を踏まえ、UBE三菱セメントに対し、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,010円（提案日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値835円に対して20.96%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの記載について同じとします。）のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。

これに対して、同月31日、UBE三菱セメントから、当該提案価格にて応諾する旨の回答を受け、本日付で本応募契約（UBE三菱セメント）を締結いたしました。なお、UBE三菱セメントによれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株式の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、UBE三菱セメントに手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式に対する対応方針は本日時点においては未定とのことです。

また、公開買付者は、2023年7月28日に太平洋セメントに対して、本公開買付けへの応募に係る検討を要請し、応募契約締結に向けた協議を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、太平洋セメントに対して、2023年10月4日、本公開買付価格を1,010円（提案日の前営業日である2023年10月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値804円に対して25.62%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。

これに対して、2023年11月6日、太平洋セメントから、当該提案価格にて応諾する旨の回答を受け、本日付で本応募契約（太平洋セメント）を締結いたしました。なお、太平洋セメントによれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株式の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、太平洋セメントに手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式に対する対応方針は本日時点においては未定とのことです。

さらに、公開買付者は、対象者との間でも買付条件に係る協議を開始いたしました。

具体的には、公開買付者は、2023年10月3日、本公開買付価格を1,010円とする旨の提案をUBE三菱セメントに実施したこと及び太平洋セメントにも提案を実施することを対象者に伝達しました。その後、2023年10月31日、本応募予定株主のうちUBE三菱セメントとは本公開買付価格について合意に至ったこと、また、太平洋セメントとの間の本公開買付価格に関する協議・交渉においても合意の見通しがついたことに加え、2023年10月31日の前営業日である2023年10月30日の東京証券取引所プライム市場の対象者株式の終値（803円）に25.78%、同日を基準日とする直近1ヶ月間の終値の単純平均値（802円）（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に25.94%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（809円）に24.85%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値（772円）に30.83%のプレミアムを付した価格であり、本公開買付けと同種の公開買付け事例におけるプレミアム水準（直近3年間程度を対象として2020年1月1日以降に公表された、取引前の公開買付者と対象会社との間の資本関係が持分法適用関連会社未満であり、対象会社の連結

子会社化を企図した上限付の公開買付け事例 11 件におけるプレミアムの水準（公表前営業日の終値に対するプレミアムの平均値（約 24%）、直近 1 ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約 29%）、直近 3 ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約 30%）及び直近 6 ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約 31%））と比較しても同程度のプレミアムが付されていることから、対象者の少数株主からの本公開買付けに対する応募についても相応に見込める水準であると判断し、本公開買付け価格を 1,010 円とする旨を対象者に口頭で通知いたしました。

これに対して、2023 年 11 月 2 日、公開買付者は、対象者より、本資本業務提携に向けたこれまでの協議・検討を通じて公開買付者にて確認した対象者の本源的価値及び本公開買付けを行わなければ実現できない価値が本公開買付け価格に反映されているか否かについて確認を受けるとともに、反映されていない場合には対象者の本源的価値に照らした本公開買付け価格を再検討するよう要請を受けました。当該要請を受け、公開買付者は、2023 年 11 月 6 日、対象者に対して、2023 年 10 月 31 日に対象者に通知した本公開買付け価格は、2023 年 2 月中旬から同年 3 月下旬にかけて実施した実務者協議の内容、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの結果及び本資本業務提携により実現が期待されるシナジーに係る分析等を通じて得られた情報を総合的に分析した上で、公開買付者にて確認された対象者の本源的価値を基礎に、将来の本資本業務提携による効果を考慮して最大限評価したものである旨の回答を行いました。これに対して、2023 年 11 月 7 日、公開買付者は、対象者より、本公開買付け価格にて応諾する旨の回答を受けて合意に至りました。

また、公開買付者は、2023 年 9 月 12 日に、買付予定数の下限を本応募予定株式と同数の 20,351,654 株（所有割合：42.94%）とすることを対象者に提案いたしました。これに対して、対象者からは、2023 年 10 月 12 日に、議決権の過半数を取得可能な下限を設定するよう要請を受けました。これを踏まえて、公開買付者は、対象者に対して、2023 年 10 月 16 日に、公開買付者が、本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合、速やかに（本公開買付けの決済日から 3 ヶ月を目途）、市場内取得・第三者割当増資の方法により、議決権割合が 50.1%に至るよう対象者株式を追加的に取得するよう最大限努力することを条件として、買付予定数の下限を本応募予定株式と同数の 20,351,654 株（所有割合：42.94%）とすることを提案し、2023 年 10 月 20 日に対象者より当該内容で応諾する旨の回答を受けました。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1,010 円（本公開買付け価格の詳細については、下記「2 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。）として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

② 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2022 年 8 月 10 日、公開買付者より、少なくとも公開買付者が対象者の議決権の過半数を所有する資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることについての提案書の提示を受けたとのこと。

その後、2022 年 9 月下旬から同年 11 月上旬にかけて提案書に関する質疑応答を行い、対象者は、公開買付者と資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることが対象者の企業価値向上に資する可能性がある一方で、重要事項に対する影響については、より詳細な分析が必要と判断したことから、重要事項に対する影響について検証するために、2023 年 1 月中旬に公開買付者と対象者における企画・管理部門の部長クラスの役職員を中心とする実務者間で具体的な協議を進めることを決定し、2023 年 2 月中旬から同年 3 月下旬にかけて、公開買付者との間で、両社の企業価値向上に資する取り組みや、発現が期待できるシナジー等について、実務者協議を重ねてきました。

なお、対象者は、このような協議・検討の過程で、2022 年 11 月上旬、公開買付者及び対象者から独立した三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証

券」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザーとして選定し助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)をリーガル・アドバイザーとして選定し法的助言を得たとのことです。

そして、2023年4月27日、対象者は、公開買付者より、実務者協議を踏まえた、重要事項に対する公開買付者の意見を含めた意向表明書を受領したとのことです。対象者は、当該意向表明書について慎重に検討し、重要事項に対する影響とその手当てについて、公開買付者と認識が一致していることが確認できたため、2023年5月12日、公開買付者に対し、公開買付者との資本提携を前向きに検討する旨の回答書を提示し、公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者株式の過半数を公開買付けにより取得することが今後の公開買付者グループ及び対象者グループの更なる成長・発展と企業価値向上に資するものであり、対象者が本公開買付けにより上場企業として独立性を維持しながら公開買付者の連結子会社となることが望ましいとの認識を共有するに至り、本公開買付けの実施に向けて、公開買付者においては上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりデュー・ディリジェンスを行うとともに、対象者及び公開買付者は、本資本業務提携の内容及び本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

公開買付価格については、対象者は、2023年10月3日、本公開買付価格を1,010円とする旨の提案を本応募予定株主に実施したことの伝達を受けたとのことです。その後、対象者は、公開買付者より、2023年10月31日、本応募予定株主のうちUBE三菱セメントと公開買付者との間で本公開買付価格について合意に至ったこと、また、太平洋セメントと公開買付者との間の本公開買付価格に関する協議・交渉においても合意の見通しがついたことから、改めて、本公開買付価格を1,010円とする旨の通知を受けたとのことです。当該価格は、当該通知日の前営業日である2023年10月30日の対象者株式の終値(803円)に25.78%の、同日を基準日とする直近1ヶ月間における終値の単純平均値(802円)に25.94%の、直近3ヶ月間における終値の単純平均値(809円)に24.85%の、直近6ヶ月間における終値の単純平均値(772円)に30.83%のプレミアムを付した価格です。これに対して、2023年11月2日、対象者は、公開買付者に対して、本資本業務提携に向けたこれまでの協議・検討を通じて公開買付者にて確認した対象者の本源的価値並びに本公開買付けを行わなければ実現できない価値が本公開買付価格に反映されているか否かについて確認を行うとともに、反映されていない場合には対象者の本源的価値に照らした本公開買付価格を再検討するよう依頼をしたとのことです。これに対して、2023年11月6日、対象者は、公開買付者より、2023年10月31日に対象者に通知した本公開買付価格は、2023年2月中旬から同年3月下旬にかけて実施した実務者協議の内容、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの結果及び本資本業務提携により実現が期待されるシナジーに係る分析等を通じて得られた情報を総合的に分析した上で、公開買付者にて確認された対象者の本源的価値を基礎に、将来の本資本業務提携による効果を考慮して最大限評価したものである旨の回答を受領したとのことです。これを受け、2023年11月7日、対象者は、公開買付者に対して、当該通知を承諾する旨の回答を行い、本公開買付価格を1,010円とすることで合意に至ったとのことです。

その上で、対象者は、本公開買付けの諸条件、対象者及び公開買付者の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、大要以下の理由により、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

具体的には、対象者の経営の独立性が維持され、社員の雇用及び処遇が維持・向上される前提の下、公開買付者の施工技術・ノウハウ・顧客情報及びDX・GX(注)の知見を吸収できること、対象者の協力会社との協調関係・サプライチェーンに加えて公開買付者のサプライチェーンの活用も可能になることから、受注効率、施工能力、購買力が向上することが見込まれると考えたとのことです。また、製造事業においても、スケールメリットのある資材等の共同調達、製造拠点の相互エリア補完・有効活用・工場稼働率向上により効率的な生産体制の構築・収益性向上が図れると考えたとのことで

す。

(注) 「GX」とは、グリーン・トランスフォーメーション (Green Transformation) の略称であり、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換することを示しており、公開買付者のGXの知見とは、主に事業活動におけるカーボンニュートラル化やZEB性能の向上に資する技術等を示しております。

さらに、対象者の事業の根幹であり、建設業界において対象者グループが優位性を有する分野である国内PC橋梁事業については、公開買付者グループの中で対象者を中心とした事業体制とすることで、対象者グループが持つPC・PCa分野の高い技術力及び豊富な経験とノウハウに、公開買付者グループの有する豊富な顧客基盤やT-CIM/Bridge、Head-barジョイント等の技術が加わることとなり、更なる受注拡大に努めることができると考えたとのことです。公開買付者及び対象者は、(i)3年後を目途に公開買付者グループの国内PC橋梁事業を対象者に移管するための具体的な方策を定めること、及び(ii)5年後を目途に公開買付者グループの国内PC橋梁事業を対象者に移管することについて、誠実に協議する予定とのことであり、協業関係の拡大が可能と考えているとのことです。

加えて、建築事業については、公開買付者グループ傘下に入ることによる他社からの受注剥落も想定されるものの、公開買付者からのPC・PCa案件やリニューアル案件をはじめとした営業情報やノウハウの提供等により、それらを上回る受注の拡大を実現することができると考えているとのことです。

なお、本公開買付けにおいては、本応募予定株式と同数の20,351,654株(所有割合:42.94%)が買付予定数の下限として設定されております。もっとも、下記のとおり、本公開買付価格には、独立した第三者算定機関による株式価値の算定結果(下記で詳述します。)や、類似事例と比較した場合のプレミアム水準(下記で詳述します。)を踏まえ、一定の合理性があると認められ、対象者株主の皆様による本公開買付けへの応募が一定程度見込まれると考えられることから、本公開買付けが買付予定数の下限で成立する可能性は低いと考えられること、また、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本資本業務提携契約」に記載のとおり、本資本業務提携契約において、公開買付者は、本公開買付けの成立後に議決権割合が50.1%に満たなかった場合、公開買付者は、市場買付け又は第三者割当増資の方法により、速やかに(本公開買付けの決済日から3ヶ月を目途とします。)議決権割合が50.1%に至るよう最大限努力するものとされていることを踏まえ、対象者は、本公開買付けが成立したにもかかわらず、最終的に公開買付者による対象者の連結子会社化が実現されない可能性は低いと考えているとのことです。

以上より、本日開催の取締役会において、対象者の取締役9名のうち、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加していない加藤秀樹氏及び吉良尚之氏を除く、利害関係を有しない対象者の取締役全7名の全員一致により、本公開買付けについて賛同したとのことです。

また、(i)本公開買付価格が、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らしても下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るものであり、また、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジ

の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回る水準にあること、並びに、本公開買付け公表日の前営業日である2023年11月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値785円に対して28.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値803円に対して25.78%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値810円に対して24.69%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値776円に対して30.15%のプレミアムが付されており、本公開買付けと同種の事例（経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表された、上場維持を前提として、資本関係が持分法適用関連会社未満の上場会社の支配権の獲得を目的とした公開買付け事例（公開買付けに対する対象者の賛同表明が決議されなかった事例及び公開買付け価格が市場株価に対してディスカウントとなっている事例を除く）12件におけるプレミアムの水準（公表前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（約24.1%・約22.8%）、直近1ヶ月間に対するプレミアムの中央値・平均値（約26.7%・約26.6%）、直近3ヶ月間に対するプレミアムの中央値・平均値（約26.8%・約27.7%）及び直近6ヶ月間に対するプレミアムの中央値・平均値（約30.7%・約28.8%））と比較しても同程度の水準のプレミアムが付与されていることを踏まえると、一定の合理性があると認められること、並びに(ii)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を継続して保有する選択肢をとれることから、本日開催の取締役会において、対象者の取締役9名のうち、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加していない加藤秀樹氏及び吉良尚之氏を除く、利害関係を有しない対象者の取締役全7名の全員一致により、本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程については、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」もご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、対象者株式の上場を維持することを企図しております。そこで、公開買付者及び対象者は、対象者の現在の企業文化や経営の自主性を尊重し、少数株主を含む対象者の株主共同の利益に配慮する旨を本資本業務提携契約において合意しております。

また、公開買付者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、両社の資本関係の構築により、両社グループのより一層の企業価値向上を図るための施策を講じることを予定しており、これらの着実な実施を適切にモニタリングするために、関係法令、証券取引所規則及びコーポレートガバナンス・コード等の定めるところに従い、適切なガバナンス体制について本公開買付け終了後に対象者と協議の上で決定する予定です。具体的には、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの原則4-8が規定するプライム市場上場企業において独立社外取締役を3分の1以上選任するという基準を充足するとともに、補充原則4-8③において、「支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、又は支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである」と規定されていること等を踏まえ、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する等、少数株主に不利益をもたらさないよう、適切なガバナンス体制を整備すべく、具体的な施策について、

本公開買付け終了後に対象者と協議していく予定です。

また、本公開買付け後、公開買付者が対象者を連結子会社化した場合には、公開買付者が取締役2名、監査役1名を指名する権利を有すること、公開買付者が指名する役員候補者が対象者の役員として選任されるまでの間、公開買付者の指名する3名を対象者の取締役会や経営会議等にオブザーバーとして出席させること、対象者の社長執行役員は対象者における在籍年数・業務及び実務に対する理解の程度等を総合的に考慮して、対象者所定の手続きにより選定すること、対象者の従業員の処遇は対象者の判断に委ねること等を本資本業務提携契約において合意しております。なお、本公開買付け後、公開買付者が対象者を連結子会社化した場合において、公開買付者は、対象者の従業員（疑義を避けるために付言すると、執行役員を除きます。以下本項において同じです。）の処遇及び雇用条件等の不利益変更、労働環境の著しい変更並びに人員削減を要請しないことを対象者との間で合意しております。対象者は、公開買付者グループの従業員の雇用条件等を考慮しつつ、対象者の財務状態、業績等を踏まえ、対象者の従業員のモチベーションの維持及び向上の観点から、その従業員の雇用条件等を引き上げることも含めて判断していく予定とのことです。本資本業務提携契約の詳細については下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が対象者の筆頭株主であるUBE三菱セメントとの間で本応募契約（UBE三菱セメント）を締結していること等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下の措置を講じております。なお、以下の記述のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーの野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、野村證券に対する報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。公開買付者は、対象会社の支配権獲得を企図した取引における一般的な実務慣行及び本公開買付けが不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しました。また、公開買付者は、「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置をもって、本公開買付けの公正性は担保されていると考えていることから、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

公開買付者が野村證券から取得した対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の詳細については、下記「2 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関として、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対

象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）、及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」といいます）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱UFJ銀行は、公開買付者及び対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引を行っており、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行は対象者の株主たる地位を有しておりますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、ファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行それぞれの間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、対象者に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行の判断に影響を受けることなくファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJ銀行の株主及び貸付人の地位、及び三菱UFJ信託銀行の株主の地位とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行それぞれの間、及びそれぞれの社内における情報管理において厳格な情報管理体制が構築されていること、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が過去の同種取引の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の他の項目のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本日付で株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 776円～810円
類似会社比較法	: 827円～1,032円
DCF法	: 825円～1,162円

市場株価平均法では、2023年11月8日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値785円、直近1ヶ月間の終値単純平均値803円、直近3ヶ月間の終値単純平均値810円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値776円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を776円から810円までと算定したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を827円から1,032円までと算定したとのことです。

DCF法では、対象者の2024年3月期から2026年3月期までの3期分の事業計画、直近までの業

績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を825円から1,162円と算定したとのことです。なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないため、本公開買付け及び本資本業務提携により実現することが期待されるシナジーについては、当該事業計画には加味していないとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、公開買付者による対象者株式への本公開買付けに対する意見表明の検討に当たって対象者の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものとのことです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の対象者もしくは公開買付者の株主の行動又は本取引に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使もしくはその他の行動に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び既に公開されている情報をそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者により2023年11月8日（以下「対象日」といいます。）時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及び対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、対象日までの上記情報を反映したものであり、対象日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、対象日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものとのことです。対象日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び対象者算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではないとのことです。対象者算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではないとのことです。同算定書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定とのことです。なお、手数料の相当な部分の受領は、本取引の公表・完了を条件としているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、並びに上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本日に三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者算定書の内容を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者の取締役9名のうち、加藤秀樹氏及び吉良尚之氏を除く利害関係を有しない対象者の取締役全7名の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、国内PC橋梁事業については、公開買付者グループの中で対象者を中心とした事業体制とすることで、対象者グループが持つPC・PCa分野の高い技術力及び豊富な経験とノウハウに、公開買付者グループの有する豊富な顧客基盤やT-CIM/Bridge、Head-barジョイント等の技術が加わることとなり、更なる受注拡大に努めることができると考えられること、建築事業については、公開買付者グループ傘下に入ることによる他社からの受注剥落も想定されるものの、公開買付者からのPC・PCa案件やリニューアル案件をはじめとした営業情報やノウハウの提供等により、それらを上回る受注の拡大を実現することができると考えられること等を踏まえ、本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格が、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果や上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり同種他社事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの水準に照らしても一定の合理性があると認められること、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を継続して保有する選択肢をとれることから、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、加藤秀樹氏は、現にUBE三菱セメントの執行役員を兼務していることから、吉良尚之氏は、現に太平洋セメントの執行役員を兼務していることから、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、上記決議に係る取締役会には、対象者の監査役3名全員が参加し、対象者が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付け後の対象者の株券等の追加取得予定

公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施し、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方で、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らなかった場合、公開買付者は、速やかに（本公開買付けの決済日から3ヶ月を目途）、市場内取得・第三者割当増資の方法により、議決権割合が50.1%に至るよう対象者株式を追加的に取得することを予定しています。その具体的な方法については、対象者との間で協議することを予定しておりますが、本日現在において、その協議の時期及び具体的な方法のいずれについても未定となっております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は23,790,501株（所有割合：50.20%）を上限として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者株式の

数は、23,790,501株（所有割合：50.20%）にとどまる予定であり、したがって、対象者株式は、本公開買付けの成立後も東京証券取引所プライム市場への上場が維持される見込みです。

なお、本日現在、対象者は、東京証券取引所のプライム市場の上場維持基準の全てに適合しておりますが、本公開買付けにて、対象者の流通株式（注1）が本公開買付けに応募された結果、対象者の流通株式数が減少し、対象者の2023年3月末日時点の流通株式比率（注2）が56.49%（小数点以下第三位を切り捨てしております。）であるところ、東京証券取引所の定める東京証券取引所プライム市場の上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である35.00%以上に適合していない状態となった場合、対象者は経過措置の対象となるとのことです。

（注1） 「流通株式」とは、上場有価証券のうち、直前の基準日等現在における上場株式数から、東京証券取引所が定める流通性の乏しい株券等（上場株式数の10%以上を所有する者又は組合等、上場会社、役員等（上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員を指します。）、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式を指します。）を除いた有価証券を指します。なお、本応募予定株主であるUBE三菱セメントの保有する株式は非流通株式に区分され、対象者の上場株式数に対する割合は33.40%（小数点以下第三位を切り捨てしております。以下、上場株式数に対する割合の計算において同じとします。）であり、同じく本応募予定株主である太平洋セメントが、退職給付信託の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カस्टディ銀行）に信託している対象者株式は流通株式に区分され、対象者の上場株式数に対する割合は9.45%です。

（注2） 「流通株式比率」とは、流通株式の数を、自己株式を含む上場株式の数により除した値を指します。

一方で、公開買付者及び対象者は、現在に至るまでの対象者の自主的な経営により、現在の対象者の事業基盤が形成され、現状の堅調な業績がもたらされていることに鑑み、対象者の現在の企業文化や経営の自主性を尊重することが対象者グループの企業価値を向上させるために重要であり、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持することが適切と考えたことから、本公開買付けの成立後においても、対象者株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としており、仮に本公開買付けにより、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準への不適合が生じた場合には、対象者は、公開買付者とも協議の上、必要に応じて以下のいずれかの方策を講じる予定です。ただし、下記方策の具体的な内容、実施の詳細及び諸条件については、現時点で具体的に決定している事項はありません。

(i) 東京証券取引所の定める東京証券取引所プライム市場の上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である35.00%以上に適合していない状態になった場合も、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値25.00%以上に適合することが見込まれることから、東京証券取引所プライム市場から東京証券取引所スタンダード市場への市場変更の申請を行う。

(ii) 東京証券取引所が定める期間（上場維持基準に適合しない状態となった場合には、1年以内に上場維持基準に適合しなかったときは、上場廃止基準に該当します。ただし、一定の条件を満たす会社（注3）は、2025年3月1日より前の上場維持基準の判定に関する基準日まで、緩和された上場維持基準が適用されます。経過措置が適用されている会社においては、2025年3月1日以後最初に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から本来の上場維持基準が適用され、当該基準日において本来の上場維持基準に適合しない場合であって、当該基準日から原則1年以内に改善しなかったときは上場廃止となります。）において株式市場における対象者の株価を考慮しつつ、対象者の流通株式を増やすための方策を講じる。

（注3） 以下の条件を満たす上場株券等の発行者は、上場維持基準に係る経過措置を適用するこ

とが可能です。

- 2022年4月3日において上場している株券等の発行者（ただし、次に掲げる事項に該当する発行者は除く）
 - (ア) 新市場区分の選択に際して、新規上場審査と同様の審査手続きを実施した銘柄の発行者
 - (イ) 2022年4月4日以後に市場区分の変更を行った銘柄
 - (ウ) 2022年4月3日において特設注意市場銘柄に指定されている銘柄又は2022年4月4日以後に特設注意市場銘柄へ指定された銘柄の発行者
- 上場維持基準に適合しない状態となった場合、上場維持基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画の開示を行い、当該計画の進捗状況を事業年度末日から3か月以内に開示する場合

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本資本業務提携契約

公開買付者は、本日付で、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しています。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(i) 本公開買付けに関する事項

(ア) 対象者は、本資本業務提携契約締結日において、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「賛同意見表明決議」といいます。）を行い、これを維持するものとされており、例外として、対象者の勧誘又は提案によらず、公開買付者以外の第三者から公開買付け（以下「競合取引」といいます。）に係る法的拘束力のある提案を受けた場合において、(i) 対象者が公開買付者に対して本公開買付けに係る買付け等の価格の変更を書面により申し入れ、当該申し入れから5営業日又は買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の満了日の前営業日のうちいずれか早い日が経過し、かつ、(ii) 合理的な根拠に基づいて、賛同意見表明決議を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する可能性があるとして合理的に認められる場合には、対象者は、賛同意見表明決議を撤回又は変更することができる旨合意しております。

(イ) 公開買付者は、対象者の事前の同意を得ることなく、本公開買付けに係る買付予定数の下限及び上限並びに公開買付期間を変更しないものとされていますが、例外として、①法令等に基づき公開買付期間の延長が義務付けられる場合において公開買付期間を延長すること、②太平洋セメントがみずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している対象者株式について、みずほ信託銀行をして本公開買付けに応募するために必要な手続を行わせる意思を有することを表示しているにもかかわらず、その応募手続が公開買付期間中に完了しないことが合理的に見込まれる場合において公開買付期間を延長すること、③公開買付者以外の第三者から、買付予定数の上限が対象者の発行済株式総数の50.1%を超える公開買付けに係る法的拘束力のある提案がなされた場合において、対象者と協議の上、公開買付期間、買付予定数の上限（ただし、買付予定数の上限を変更する場合、当該提案における買付予定数の上限を超過してはならないものとされています。）を変更すること（ただし、(a) UBE三菱セメントが、その保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する義務を負っているか、本公開買付けに応募する意思を有していることを表示しているとともに、太平洋セメントが、みずほ信託銀行に信託している対象者株式の全てについて、みずほ信託銀行をして本公開買付けに応募するために必要な手続を行わせる義務を負っているか、行わせる意思を有していることを表示しており、かつ、(b) 対象者による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されている場合は、この限りではないとされています。）は可能である旨合意しております。

(ウ) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けにより、公開買付者が、50.1%の議決権割合に相当する対象者株式を取得することができるよう、対象者の株主による本公開買付けに対する応募に関し、相互に協力するものとされています。

(エ) 本公開買付けの成立後に議決権割合が50.1%に満たなかった場合、公開買付者は、市場買付け又

は第三者割当増資の方法により、速やかに（本公開買付けの決済日から3ヶ月を目途とします。）議決権割合が50.1%に至るよう最大限努力するものとされています。対象者は、公開買付者が対象者に対し、かかる議決権割合の50.1%までの増加のために第三者割当増資の実施その他の合理的に必要な対応を求めた場合には、これに最大限協力するものとされています。

（オ）対象者は、本資本業務提携契約締結日から本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、公開買付者以外の第三者により、競合取引に関する旨の申出を受け、又は、その子会社が申出を受けたことを認識した場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとされています。また、公開買付者は、本資本業務提携契約締結日から本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、第三者からの競合取引に係る提案の存在を認識した場合、速やかに、対象者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとされています。

（カ）本資本業務提携において、対象者は、(i)対象者の適法な設立及び有効な存続、(ii)本資本業務提携契約の締結に必要な権限及び権能の保有並びに必要な手続の履践、(iii)対象者による本資本業務提携契約の適法かつ有効な締結及び履行並びに対象者に対する本資本業務提携契約の強制執行可能性、(iv)対象者による本資本業務提携契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(v)対象者による本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(vi)対象者に関する倒産手続等の不存在、(vii)対象者と反社会的勢力等との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(ii)本資本業務提携

（ア）公開買付者は、公開買付者グループにおける国内PC橋梁事業について、対象者を中心とした体制に移行させるものとされています。また、対象者グループは、対象者グループが応札を希望する国内PC橋梁事業に係る案件について応札できるものとし、公開買付者はこれらについて自ら応札せず、かつそのグループ会社をして応札させないものとされています。

（イ）公開買付者は、対象者グループが当該案件に応札する具体的可能性がないと対象者が合理的に判断する場合を除き自ら及びそのグループ会社をして国内PC橋梁事業を行わず、また、行わせないとされています。ただし、公開買付者が対象者を主体とするJVの構成員である場合に、当該JVを通じて国内PC橋梁事業を行うとき等、公開買付者及び対象者の合意に基づき、公開買付者が対象者と共同で国内PC橋梁事業を行う場合はこの限りでないものとされています。また、公開買付者が対象者に対して、特定の案件に対する応札の具体的可能性の有無を確認した場合、対象者は遅滞なく回答をするものとされています。

（ウ）公開買付者及び対象者は、公開買付者による対象者の連結子会社化が完了した日からそれぞれ(i)3年後を目途に公開買付者グループの国内PC橋梁事業を対象者に移管するための具体的な方策を定めること、及び(ii)5年後を目途に公開買付者グループの国内PC橋梁事業を対象者に移管することについて、誠実に協議するものとされています。

（エ）公開買付者は、対象者の建築事業について、公開買付者グループとは独立に運営することを認め、対象者の建築事業及びその人財について、対象者から分離し、又は、公開買付者グループに承継、統合もしくは、移管しないものとされています。

（オ）公開買付者は、対象者において、受注減少等を上回るシナジーが創出されるよう、(i)PCaPC及びPCaRC製造に係る下請発注について、対象者に対し優先的に見積依頼等を行うとともに、(ii)公開買付者の持つPC・PCa案件やリニューアル案件をはじめとした建築元請案件の営業情報を対象者に提供すること、又はJV組成が可能な案件で対象者に対し優先的に構成会社としての参画を依頼することで、対象者の選択肢を増やし、対象者が優位性や施工体制を勘案して案件を選択し受注が増加するよう支援し、(iii)公開買付者の持つ最新技術又はノウハウ等の提供、その他必要な協力を行うものとされています。公開買付者によるかかる支援・協力等により、受注減少等の影響を上回るシナジーが創出されているかについては、プロジェクトチームにおいて検証するものとし、当該シナジーが受注減少等の影響に満たない場合、公開買付者は、受注減少等の影響を上回るシナジーを対象者において生じさせるために必要となる上記(i)乃至(iii)記載の施策を実行するものとされています。

（カ）(i)対象者は、既存の取引先及び協力会社のネットワーク、資材の調達先等のサプライチェーン等

を維持できるものとし、対象者の判断により、取引先、協力会社及び調達先等を決定できるものとされています。また、(ii)対象者が公開買付者のネットワーク及びサプライチェーンの活用を希望する場合、公開買付者はこれに協力するものとされています。加えて、(iii)公開買付者が、対象者に対して、主要部材等の公開買付者との共同調達に関する要請をした場合、対象者及び公開買付者は、(i)をも踏まえ、誠実に協議するものとされています。

(キ) 公開買付者及び対象者は、業務提携等の推進に向けたプロジェクトチームを組成し、本資本業務提携契約の目的のために必要となる施策等の実行及び検証を行うものとされています。

(iii) 経営体制等

(ア) 公開買付者及び対象者は、対象者の法人格を維持させるものとされています。また、公開買付者は、対象者株式の上場廃止原因に該当することとなるのが合理的に見込まれる行為を行わないものとされています。

(イ) 公開買付者は、(i)対象者の企業文化・社風を尊重し、対象者の経営上の独立性を維持するとともに、対象者の意思決定について、後述ソの事項を除き、公開買付者の承諾を要しないものとし、また、(ii)本資本業務提携契約締結日現在の対象者の決裁権限に関する内部規程等を変更、追加等させないものとされています。

(ウ) 公開買付者は、対象者の取締役が、上場会社の取締役としての忠実義務及び善管注意義務を尽くす上で、公開買付者以外の株主を含む対象者の株主共同の利益を図ることが必要となることを認識していることを確認し、また、本資本業務提携契約及び適用される法令等に従い、上場会社としての対象者の経営における独立性、自主性及び既存の取引先との関係を尊重し、対象者の取締役会が、株主共同の利益を図る観点から業務を遂行するために必要な施策を採択し、これを実施することを尊重するものとされています。

(エ) 公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の上場子会社となることにより、少数株主の利益の確保の観点から必要となるガバナンス体制が適切に構築されるよう、相互に協力するとともに、法令等及び当該時点における上場子会社の少数株主の利益保護の観点から一般的に行われている実務において求められる対応を行うものとされています。

(オ) 対象者の社長執行役員は、対象者の執行役員から選定されるものとし、その選定に際しては、対象者における在籍年数、対象者の従業員としての職務状況、並びに対象者の業務及び実務に対する理解の程度等を総合的に考慮の上、対象者所定の手続（指名諮問委員会への諮問を含みます。）を履践の上、対象者の取締役会において決定するものとされています。また、対象者の代表取締役は、常勤の取締役に限るものとされています。

(カ) 公開買付者は、対象者の常勤取締役1名、非常勤取締役1名、監査役1名に限り指名することができるものとされています。また、対象者において、重大な業績不振その他対象者の事業又は経営に重大な悪影響を生じさせる事由が発生し、又はこれが合理的に見込まれるときは、両当事者間で協議の上、公開買付者は、上記人数を超えて、対象者の役員を推薦することができるものとされています。

(キ) 対象者は、本公開買付けの決済開始日後最初に開催される対象者の定時株主総会、又は、当該定時株主総会までの間に公開買付者指名役員を候補者とする選任議案以外の議案を目的とする臨時株主総会を開催する場合には当該臨時株主総会に際して、(i)公開買付者指名役員を候補者とする役員選任議案の付議について対象者の指名諮問委員会に対して諮問するとともに、(ii)当該役員選任議案の可決に向け合理的に必要となる措置をとるものとされています。

(ク) 対象者は、本公開買付けの決済開始日後、公開買付者が公開買付者指名役員の候補者を指名した場合、前項に基づいて公開買付者指名役員の候補者が対象者の取締役又は監査役として選任されるまでの間、公開買付者指名役員の候補者が、公開買付者の要望する重要な会議体（取締役会、経営会議を含むがこれらに限られません。ただし、公開買付者指名役員の候補者のうち、(i)常勤取締役の候補者については、対象者の常勤取締役が通常出席する会議体への、(ii)非常勤取締役の候補者については、対象者の非常勤取締役が通常出席する会議体への、(iii)常勤監査役の候補者については、対象者の常勤監査役が通常出席する会議体への、(iv)非常勤監査役の候補者については、対象者の非常勤監査役が通常出

席する会議体への参加にそれぞれ限られます。)に、オブザーバーとして参加し、意見陳述することを認めるものとされており、対象者は、オブザーバーに対し、各会議体の招集手続を、他の参加者に対するものと同様の方法及び態様により行うものとされています。

(ケ) 公開買付者指名役員の候補者に係る、対象者の指名諮問委員会規程において諮問事項とされている役員の選解任に関する事項については、対象者は、事前に、対象者の指名諮問委員会に諮問し、当該諮問に対する指名諮問委員会の答申内容を踏まえ、対象者の指名諮問委員会規程、取締役会規程その他の規程において必要とされる手続を実施することを要するものとされています。

(コ) 公開買付者は、対象者の従業員の処遇及び雇用条件等について、対象者の判断に委ねるものとし、対象者の従業員の処遇及び雇用条件等の不利益変更、労働環境の著しい変更並びに人員削減を要請しないものとされています。また、対象者は、公開買付者グループの従業員の雇用条件等を考慮しつつ、対象者の財務状態、業績等を踏まえ、対象者の従業員のモチベーションの維持及び向上の観点から、その従業員の雇用条件等を引き上げることができるものとされています。

(サ) 公開買付者は、対象者の従業員を公開買付者グループに転籍させず、かつ引き抜き等を行わないものとされています。ただし、対象者の従業員が、対象者の従業員のみを対象とするものでない、求人広告等の一般的な勧誘に自発的に応じた場合は例外とされています。

(シ) 公開買付者及び対象者は、相互のシナジー発現のため、人財の交流（出向及び派遣を含みます。）に協力するものとされています。

(ス) 公開買付者指名役員の候補者に係る、対象者の報酬諮問委員会規程において諮問事項とされている対象者の役員の報酬に関する事項については、対象者は、事前に、対象者の報酬諮問委員会に諮問し、当該諮問に対する報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、対象者の報酬諮問委員会規程、取締役会規程その他の規程において必要とされる手続を実施することを要するものとされています。

(セ) 対象者は、本公開買付けの成立後の対象者の商号について、公開買付者グループの不利益となるものでない限り、自由に決定することができるものとされています。

(ソ) 対象者が、(i) 株式等の発行又は処分を行う場合、(ii) 株式等の発行又は処分を伴う簡易組織再編を実施する場合、(iii) 第三者による対象者株式の取得又は保有を伴う資本提携を行う場合には、公開買付者の事前の書面による承諾を得なければならないとされています。

(タ) 対象者は、中期経営計画等の経営計画及び経営戦略の策定、取締役・監査役候補者の決定等の事項について、公開買付者に対して事前報告を行うものとされており、対象者における事業の廃止、対象者における子会社・関連会社の設立等の事項について、公開買付者に対して事後報告を行うものとされており、また、受注額、資金、業績等について公開買付者に対して定期的な報告を行うものとされています。

(iv) 株式の取扱い

(ア) 公開買付者は、(i) 本公開買付けによる対象者株式の取得（後述 (ウ) に記載の株式の取得を含みます。）、及び(ii) 対象者の事前の書面による同意がある場合を除き、直接又は間接を問わず、単独で又は第三者と共同して、対象者株式を取得又は承継してはならないものとされています。公開買付者は係る規定に違反して対象者株式を取得又は承継した場合、当該追加で取得又は承継した対象者株式については、対象者の株主総会において議決権を行使することができず、また、対象者が合理的に指定する方法により、速やかに、当該対象者株式を売却するものとされています。

(イ) 議決権割合が 50.1%を下回ることが合理的に確実であると公開買付者及び対象者間で合意した場合（ただし、対象者はかかる合意を不合理に拒否することができないものとされています。）、議決権割合が 50.1%を下回った場合、又は本公開買付け後の議決権割合が 50.1%未満であった場合、公開買付者は、議決権割合を 50.1%に維持し、又は到達させるために最低限の数の対象者株式を取得することができるものとされています。

(ウ) 公開買付者は、その保有する対象者株式について、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合には、対象者と事前に協議し、対象者の意向を最大限尊重するものとされています。

② 本応募契約（UBE三菱セメント）

公開買付者は、本日付で、UBE三菱セメントとの間で、本応募契約（UBE三菱セメント）を締結しており、UBE三菱セメントが、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（UBE三菱セメント）の概要は以下のとおりです。

(i) UBE三菱セメントは、(i)本応募契約（UBE三菱セメント）締結日及び本公開買付けの開始日において、公開買付者の表明及び保証が重要な点において全て真実かつ正確であること（注）、(ii)公開買付者において、本応募契約（UBE三菱セメント）締結日及び本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、(iii)本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止もしくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、(iv)本公開買付けの開始日の前日までに、対象者の賛同決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないことを前提条件として、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募するものとし、かつ、当該応募を撤回しないものとされています。ただし、UBE三菱セメントは、その任意の裁量によりいずれの条件も放棄することができるものとされています。

（注）公開買付者は、本応募契約（UBE三菱セメント）において、(i)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(ii)本応募契約（UBE三菱セメント）の締結に必要な権限及び権能の保有並びに必要な手続の履践、(iii)公開買付者による本応募契約（UBE三菱セメント）の適法かつ有効な締結及び履行並びに公開買付者に対する本応募契約（UBE三菱セメント）の強制執行可能性、(iv)公開買付者による本応募契約（UBE三菱セメント）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(v)公開買付者による本応募契約（UBE三菱セメント）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(vi)公開買付者に関する倒産手続等の不存在、(vii)公開買付者と反社会的勢力等との関係の不存在、及び(viii)対象者株式の所有について表明及び保証を行っております。

(ii) 本公開買付けの開始日から本公開買付期間の末日までに、(i)対象者に対し、公開買付者以外の第三者による公開買付け（以下「対抗買付け」といいます。）が開始され、かつ、対抗買付けに係る買付価格が本公開買付けの価格を上回る場合において、(ii)UBE三菱セメントが公開買付者に対して本公開買付けの価格の変更を書面又は電子メールにより申し入れたにもかかわらず、公開買付者が当該申入れから10営業日が経過した日又は公開買付期間の末日の5営業日前の日（ただし、当該申入れが公開買付期間の末日の7営業日前の日から公開買付期間の末日までの間になされた場合には、公開買付期間の末日）のいずれか早い日までに対抗買付けに対する合理的な対案を提示せず、かつ、(iii)UBE三菱セメントが応募をすること又は既に行った応募を撤回しないことがUBE三菱セメントの取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、UBE三菱セメントは、前項に定める義務を負わず、UBE三菱セメントが既に応募をしていたときは、何らの義務、負担又は条件を課されることなく、応募を撤回することができるものとされています。

(iii)UBE三菱セメントは、本公開買付けの決済日までの間に、①対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと、②上記(ii)に基づいて本公開買付けに応募する義務を負わない場合において対抗買付けに応じる場合を除き、全ての対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は、対象者株式もしくは対象者株式に係る権利の取得、提供もしくは譲渡（空売りを含む。）を行わず、また、第三者との間で、競合取引等（公開買付者以外の第三者による、本公開買付けに競合し、もしくは本公開買付けと矛盾し、又は本公開買付けによる対象者株式の買付けを困難とする取引に関する提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供をいいます。以下同じです。）を行わないこと、③第三者から競合取引等に係る提案を受けた場合には、公開買付者に対して、その事実を直ちに通知し、方針について公開買付者と誠実に協議すること、④本公開買付けの決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（もしあれば）について、UBE三菱セメントが応募対象となる株式に係る議決権を有するときは、UBE三菱セメントは、公開買付者の指示に従い、(i)当該議決権を公

公開買付者の指示に従って行使するか、又は(ii)公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するかいずれかの対応を行うこと、⑤公開買付期間中においては、対象者の株券等の買付け等に該当する行為を一切行わないことを誓約しています。

③ 本応募契約（太平洋セメント）

公開買付者は、本日付で、太平洋セメントとの間で、本応募契約（太平洋セメント）を締結しており、太平洋セメントが、退職給付信託の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（太平洋セメント）の概要は以下のとおりです。

(i) 太平洋セメントは、(i) 本応募契約（太平洋セメント）締結日及び本公開買付けの開始日において、公開買付者の表明及び保証が重要な点において全て真実かつ正確であること（注）、(ii) 公開買付者において、本応募契約（太平洋セメント）締結日及び本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、(iii) 本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による対象者株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止もしくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことを前提条件として、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している対象者株式の全てについて本公開買付けに応募するものとし、かつ、当該応募を撤回しないものとされています。ただし、太平洋セメントは、その任意の裁量によりいずれの条件も放棄することができるものとされています。

(注) 公開買付者は、本応募契約（太平洋セメント）において、(i) 公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(ii) 本応募契約（太平洋セメント）の締結に必要な権限及び権能の保有並びに必要な手続の履践、(iii) 公開買付者による本応募契約（太平洋セメント）の適法かつ有効な締結及び履行並びに公開買付者に対する本応募契約（太平洋セメント）の強制執行可能性、(iv) 公開買付者による本応募契約（太平洋セメント）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(v) 公開買付者による本応募契約（太平洋セメント）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(vi) 公開買付者に関する倒産手続等の不存在、(vii) 公開買付者と反社会的勢力等との関係の不存在、及び(viii) 対象者株式の所有について表明及び保証を行っております。

(ii) 太平洋セメントは、本公開買付けの決済日までの間に、①対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと、②全ての対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は、対象者株式もしくは対象者株式に係る権利の取得、提供もしくは譲渡（空売りを含む。）を行わず、また、第三者との間で、競合取引等を行わないこと、③第三者から競合取引等に係る提案を受けた場合には、公開買付者に対して、その事実を直ちに通知し、方針について公開買付者と誠実に協議すること、④本公開買付けの決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（もしあれば）について、太平洋セメントが応募対象となる株式に係る議決権を有するときは、太平洋セメントは、公開買付者の指示に従い、(i) 当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は(ii) 公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するかいずれかの対応を行うこと、⑤公開買付期間中においては、対象者の株券等の買付け等に該当する行為を一切行わないことを誓約しています。

(iii) 太平洋セメントは、本公開買付けの開始日から本公開買付けの末日までの間に、(i) 対抗買付けが開始され、かつ、対抗買付けに係る買付価格が本公開買付けの公開買付価格を上回る場合において、(ii) 当該対抗買付けに対する方針について公開買付者と誠実に協議をした上で、太平洋セメントが公開買付者に対して本公開買付けの価格の変更を書面により申し入れたにもかかわらず、公開買付者が当該申入れから 10 営業日以内又は本公開買付けの末日までに対抗買付けに対する合理的な対案（公開買付価格を対抗買付けに係る買付価格を上回る価格に変更することを含む。）を提示せず、かつ、(iii) 合理的な根拠に基づいて、太平洋セメントが応募をすること又は既に行った応募を撤回しないことが太平洋セ

メントの取締役の太平洋セメントに対する善管注意義務又は太平洋セメントの、退職給付信託に対する善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、太平洋セメントは、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく、応募対象である株式の全部又は一部につき、応募を行わず、又は応募を撤回することができるとともに、対抗買付けに応募することができるものとされています。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ピーエス三菱	
② 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 森 拓也	
④ 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・プレストレスト・コンクリート工事の請負ならびに企画、設計、施工監理 ・土木一式工事、建築一式工事の請負ならびに企画、設計、施工監理 ・土木建築構造物の維持、補修に関する事業 ・プレストレスト・コンクリート製品およびプレキャスト・コンクリート製品の製造、販売ならびにそれらの製造用具および附属資材部品の製作、販売 ・不動産の売買、賃貸およびそれらの仲介ならびに所有管理 	
⑤ 資 本 金	4,218 百万円 (2023 年 6 月 30 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1952 年 3 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2023 年 3 月 31 日 現 在)	UBE三菱セメント株式会社 33.46% みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 9.47% 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.83% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 6.20% 住友電気工業株式会社 3.87% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P 信託口・75949口) 2.03% 岡山県 1.77% RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.12% 三菱地所株式会社 1.04% ピーエス三菱取引先持株会 1.01%	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	対象者は、本日現在において、公開買付者の普通株式20,000株(公開買付者株式所有割合(注1):0.01%)を、退職給付信託に係る信託財産として拠出しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者の間には、以下の取引関係があります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 公開買付者は、元請けとして、下請けである対象者に対し、土木建築工事を発注することがあります。 ● 公開買付者は、対象者グループから、土木建築工事に用いる鋼材や機材(注2)の購入又は賃貸を行っております。 ● 公開買付者グループに属する一部の関連会社は、対象者に対し、建設工事に用いる製品(注3)の販売及び賃貸を行っております。 	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注1)「公開買付者株式所有割合」とは、公開買付者が2023年8月7日に公表した2024年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(188,771,572株)から、同日現在の公開買付者が所有する自己株式数(ただし、同日現在の株式給付信託(BBT)として所有する公開買付者の普通株式103,800株を除きます。)(1,008,272株)を控除した株式数(187,763,300株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。)

(注2)主にシースやサンドル材等、土木建築工事で通常用いられる鋼材及び機材です。

(注3)当該製品は、Head-Bar工法と呼ばれる工法に必要な製品です。Head-Bar工法とは専用の鉄筋を用いることで、施工性の向上と耐震性能を実現するための工法です。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2023年11月9日(木曜日)
公開買付開始公告日	2023年11月10日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2023年11月10日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2023年11月10日(金曜日)から2023年12月11日(月曜日)まで(21営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2023年12月22日(金曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,010円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本日現在において公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が対象者の筆頭株主であるUBE三菱セメントとの間で本応募契約(UBE三菱セメント)を締結していること等を考慮し、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は、野村證券から本日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置をもって、本公開買付けの公正性は担保されていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得し

ておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 776 円から 810 円
類似会社比較法	: 473 円から 1,077 円
D C F 法	: 726 円から 1,248 円

市場株価平均法では、2023 年 11 月 8 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 785 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 805 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 803 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 810 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 776 円を基に、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 776 円から 810 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 473 円から 1,077 円までと算定しております。

D C F 法では、対象者から提供され公開買付者が確認した事業計画（2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期まで）、対象者へのインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2023 年 7 月 1 日以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 726 円から 1,248 円までと算定しております。なお、D C F 法の前提とした対象者の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

また、当該事業計画では、本公開買付けの実行を前提としたものではなく、本公開買付け及び本資本業務提携の実行により実現することが期待されるシナジーについては、当該事業計画には加味されておられません。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、2023 年 6 月上旬から同年 9 月中旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等、並びに、本応募予定株主及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格を 1,010 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年 11 月 8 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 785 円に対して 28.66%、同日までの過去 1 ヶ月間（2023 年 10 月 10 日から 2023 年 11 月 8 日まで）の終値の単純平均値 803 円に対して 25.78%、同日までの過去 3 ヶ月間（2023 年 8 月 9 日から 2023 年 11 月 8 日まで）の終値の単純平均値 810 円に対して 24.69%、同日までの過去 6 ヶ月間（2023 年 5 月 9 日から 2023 年 11 月 8 日まで）の終値の単純平均値 776 円に対して 30.15%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っておりません。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023 年 11 月 8 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、公開買付者の取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資

することを唯一の目的としております。

② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2023年6月6日にUBE三菱セメントに対して、本公開買付けへの応募に係る検討を要請し、応募契約締結に向けた協議を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、2023年10月2日、独立した第三者算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券による対象者株式の価値に関する分析結果を踏まえ、UBE三菱セメントに対し、本公開買付け価格を1,010円（提案日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値835円に対して20.96%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。

これに対して、同月31日、UBE三菱セメントから、当該提案価格にて応諾する旨の回答を受け、本日付けで本応募契約（UBE三菱セメント）を締結いたしました。なお、UBE三菱セメントによれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株式の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、UBE三菱セメントに手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式に対する対応方針は本日時点においては未定とのことです。

また、公開買付者は、2023年7月28日に太平洋セメントに対して、本公開買付けへの応募に係る検討を要請し、応募契約締結に向けた協議を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、太平洋セメントに対して、2023年10月4日、本公開買付け価格を1,010円（提案日の前営業日である2023年10月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値804円に対して25.62%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。

これに対して、2023年11月6日、太平洋セメントから、当該提案価格にて応諾する旨の回答を受け、本日付けで本応募契約（太平洋セメント）を締結いたしました。なお、太平洋セメントによれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株式の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、太平洋セメントに手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式に対する対応方針は本日時点においては未定とのことです。

さらに、公開買付者は、対象者との間でも買付条件に係る協議を開始いたしました。

具体的には、公開買付者は、2023年10月3日、本公開買付け価格を1,010円とする旨の提案をUBE三菱セメントに実施したこと及び太平洋セメントにも提案を実施することを対象者に伝達しました。その後、2023年10月31日、本応募予定株主のうちUBE三菱セメントとは本公開買付け価格について合意に至ったこと、また、太平洋セメントとの間の本公開買付け価格に関する協議・交渉においても合意の見通しがついたことに加え、2023年10月31日の前営業日である2023年10月30日の東京証券取引所プライム市場の対象者株式の終値（803円）に25.78%、同日を基準日とする直近1ヶ月間の終値の単純平均値（802円）に25.94%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（809円）に24.85%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値（772円）に30.83%のプレミアムを付した価格であり、本公開買付けと同種の公開買付け事例におけるプレミアム水準（直近3年間程度を対象として2020年1月1日以降に公表された、取引前の公開買付者と対象会社との間の資本関係が持分法適用関連会社未満であり、対象会社の連結子会社化を企図した上限付の公開買付け事例11件におけるプレミアムの水準（公表前営業日の終値に対するプレミアムの平均値（約24%）、直近1ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約29%）、直近3ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約30%）及び直近6ヶ月間に対するプレミアムの平均値（約31%））と比較しても同程度のプレミアムが付されていることから、対象者の少数株主からの本公開買付けに対する応募についても相応に見込める水準であると判断し、本公開買付け価格を1,010円とする旨を対象者に口頭で通知いたしました。

これに対して、2023年11月2日、公開買付者は、対象者より、本資本業務提携に向けたこれま

での協議・検討を通じて公開買付者にて確認した対象者の本源的価値及び本公開買付けを行わなければ実現できない価値が本公開買付価格に反映されているか否かについて確認を受けるとともに、反映されていない場合には対象者の本源的価値に照らした本公開買付価格を再検討するよう要請を受けました。当該要請を受け、公開買付者は、2023年11月6日、対象者に対して、2023年10月31日に対象者に通知した本公開買付価格は、2023年2月中旬から同年3月下旬にかけて実施した実務者協議の内容、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの結果及び本資本業務提携により実現が期待されるシナジーに係る分析等を通じて得られた情報を総合的に分析した上で、公開買付者にて確認された対象者の本源的価値を基礎に、将来の本資本業務提携による効果を考慮して最大限評価したものである旨の回答を行いました。これに対して、2023年11月7日、公開買付者は、対象者より、本公開買付価格にて応諾する旨の回答を受けて合意に至りました。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けにおける本公開買付価格を1,010円とすることを決議いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーの野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、野村證券から本日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置をもって、本公開買付けの公正性は担保されていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 776円から810円
類似会社比較法	: 473円から1,077円
DCF法	: 726円から1,248円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、本株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、2023年6月上旬から同年9月中旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向（過去20年間における対象者株式の市場株価の推移（最高値（終値）983円、最安値（終値）122円））及び本公開買付けに対する応募の見通し等、並びに、本応募予定株主及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえて、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を本株式価値算定書における市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びDCF法による算定結果の範囲内である1株当たり1,010円とすることを決議いたしました。詳細は、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

野村證券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,790,501 株	20,351,654 株	23,790,501 株

(注1) 応募株式の総数が買付予定数の下限 (20,351,654 株) に満たない場合は、応募株式の全部の買付けを行いません。応募株式の総数が買付予定数の上限 (23,790,501 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	237,905 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.20%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	473,535 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (23,790,501 株) に係る議決権の数 (237,905 個) に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」 (0 個) を加えた議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者 (ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2023 年 8 月 8 日付で提出した「第 76 期第 1 四半期報告書」に記載された 2023 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの) です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 2 四半期決算短信に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (47,486,029 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (90,541 株。なお、当該自己株式数には、対象者の役員報酬 BIP 信託制度により、対象者から委託を受けた日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する 753,071 株を含めておりません。) を控除した株式数 (47,395,488 株) に係る議決権の数 (473,954 個) を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 24,028 百万円

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2023年12月18日（月曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2023年12月29日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株式の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株式の総数が買付予定数の下限（20,351,654株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付けを行いません。応募株式の総数が買付予定数の上限（23,790,501株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株式の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株式の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株式の数を超える場合は応募株式の数までの数）の応募株式の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしヌ及びワないしツ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株式についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrade.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の 15 時 30 分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株式の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株式は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに

公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株式についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2023 年 11 月 10 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の対象者の株券等の追加取得予定」、「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本資本業務提携契約の締結

公開買付者は、対象者との間で、本日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本資本業務提携契約」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

対象者は、本日付で対象者第2四半期決算短信を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(参考) 2024年3月期の連結業績予想(2023年4月1日～2024年3月31日)(2023年5月12日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (2024年3月期)	1,760,000	64,000	67,000	45,000
前期実績 (2023年3月期)	1,642,712	54,740	63,125	47,124

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、株式会社ピーエス三菱株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。